

飯島賢二の

やさしく解決！ 難問道場

第14回



株式会社 飯島 綜研 代表取締役 飯島 賢二

Q 会社でかけている先代社長の死亡保険金が、かなり雑収入として入り、税金に苦慮したことがあります。今後、全くリスクに対応しないわけにはいかず、悩んでいます。よい方法があれば教えてください。

A

経営者や会社のキーマンを失った衝撃は、万一のその後にやってきます。例えば、赤字でない会社が、全額損金プランの生命保険で2億円の保険金を受け取り、ご遺族に3000万円の死亡退職金を払い、金融機関に1億円の借入金を返済したとしましょう。

雑収入により2億円の利益が発生、死亡退職金により3000万円の損金が発生します。借入金返済1億円は損金にならず、利益は1億7000万円。会社の手持ち現金は7000万円となります。法人税の実効税率を、仮に40%とすると、これ以外に利益や損失がないとすれば、6800万円の法人税となります。つまり、会社に残る現金は、わずか200万円となってしまいます。

保険金収入は、あくまで臨時的なことです。上記の例の場合、これから先の売上の減少や従業員の給与などに対して、生命保険が最適な解決策だったといえるのでしょうか。生命保険金を一括で受け取ったことで、こんな悲劇が起こることをよく

考えておきたいものです。

実は最近、このことを解決するための画期的な保険が発売されていることをご存じだろうか？何があっても一括で保険金を受け取るのではなく、会社の状況に応じて月々決まった額を、保険期間満了時まで受け取れるタイプの新しい保険ができています。更にこの保険、うれしいことに会社の状況にあわせて一括受け取りもできるとのこと。また、保険を2本に分割することで、更に柔軟性を持たせることも可能です。

当然、保険料は所定の方法で損金処理できます。多額の税金を一度に納めた結果、有効活用できる現金が少なくなってしまう例に比べ、毎月安定した資金を受け取ることができるので、事業の安定化のための資金対策としては有効な保険商品といえるでしょう。

ただしこの保険、発売している会社が限られています。この誌上で明記することはできませんが、最寄りの保険代理店に問い合わせる価値はあると思います。

「これからも、ずっと中小企業の強い味方であり続けたい…」

日本経済を支えている中小企業をあらゆる面からサポートし、ご満足いただく。ここに、当社の存在価値があります。

IKG 株式会社 飯島 綜研

代表取締役社長 飯島 賢二
税理士・中小企業診断士

〒360-0024 埼玉県熊谷市間屋町2-4-18 ソシオ熊谷情報センター2F
TEL 048-528-2191 FAX 048-528-2197
IKGホームページ <http://www.ik-g.jp>

当社はISOを取得しています

